

令和2年3月6日

やまがた食産業クラスター協議会（会員） 殿

山形労働局
東北地方経済産業局

中小企業に対する時間外労働の上限規制の円滑な適用に向けた
支援策等の周知について（依頼）

平素より厚生労働省及び中小企業庁の施策にご理解、ご協力いただき、感謝申し上げます。

さて、働き方改革関連法が平成31年4月1日から順次施行されているところですが、働き方改革関連法による改正後の労働基準法に基づく**時間外労働の上限規制（※）**が、**令和2年4月1日から中小企業に適用**されることとなります。

※ 時間外労働の限度時間を原則月45時間、年360時間とし、臨時的な特別な事情がある場合でも、年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間以内（休日労働含む）と設定。

厚生労働省及び中小企業庁では、中小企業の皆様が時間外労働の上限規制に円滑にご対応いただけるよう、働き方改革推進支援センターやよろず支援拠点における相談支援や個別コンサルティング、各種助成金・補助金等、様々な支援策をご用意させていただいており、その活用について周知してまいりました。

この周知の取組の一つとして、管内のこれまでのご相談状況等を踏まえ、時間外労働の上限規制への対応に課題を感じておられると考えられる業種の事業者団体に対し、厚生労働省及び中小企業庁の支援策について周知させていただくことといたしました。

つきましては、これらの支援策の活用及び働き方改革推進支援センター、よろず支援拠点の相談窓口のご利用について会員企業の皆様への周知・利用勧奨のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【本日お渡しさせていただく資料】

- ① 「時間外労働の上限規制」への準備はお済みですか？
- ② 時間外労働の上限規制“お悩み解決”ハンドブック
- ③ 働き方改革支援ハンドブック（2020年2月改訂）
- ④ シリーズ「働き方改革」の成功例
- ⑤ リーフレット「労働時間の考え方：「研修・教育訓練」等の取扱い」
- ⑥ リーフレット「「同一労働同一賃金」への対応に向けて」
- ⑦ パートタイム・有期雇用労働法 対応のための取組手順書

(ご参考)

【本日お渡しさせていただく資料】の電子版のご案内

- ① 「時間外労働の上限規制」への準備はお済みですか？
<https://www.mhlw.go.jp/content/000600768.pdf>
- ② 時間外労働の上限規制“お悩み解決”ハンドブック
<https://www.mhlw.go.jp/content/000567480.pdf>
- ③ 働き方改革支援ハンドブック（2020年2月改訂）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000597514.pdf>
- ④ シリーズ「働き方改革」の成功例
<https://www.mhlw.go.jp/content/000589176.pdf>
- ⑤ リーフレット「労働時間の考え方：「研修・教育訓練」等の取扱い」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000556972.pdf>
- ⑥ リーフレット「「同一労働同一賃金」への対応に向けて」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000596892.pdf>
- ⑦ パートタイム・有期雇用労働法 対応のための取組手順書
<https://www.mhlw.go.jp/content/000540732.pdf>